

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月14日（令和6年（行情）諮問第1257号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第269号）

事件名：特定個人の海幹校客員研究員の採用に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書7、文書9、文書10及び文書12（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月25日付け防官文第10206号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

一部に対する不開示決定の取消し。

- （1）記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- （2）本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定個人の海幹校客員研究員の採用に関して決裁関連文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる12文書（以下「本件対象文書を含む文書」という。）を特定し、平成30年6月25日付け防官文第10206号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法第5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

また、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 令和7年6月23日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を含む文書を特定し、本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、客員研究員個人に関する情報（自署の署名、印影、生年月日（年齢）、本籍地、現住所、電話番号、メールアドレス、家族の連絡先、学歴、将来のキャリアプラン、語学能力、費用等負担者、同行する家族、希望研究テーマ、研究の概要、志望理由及び研究業績等）の詳細が記載されていることが認められる。

当該部分は、特定個人の氏名の記載とあいまって、その全体が一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、海上自衛隊幹部学校において、当該客員研究員個人に関する情報については公にしていなかったとされており、法5条1号ただし書イに該当すべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に該当するとすべき事情も認められない。

また、法6条2項による部分開示の検討を行うと、原処分において特定個人の氏名が開示されていることから、同項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）別表の番号2に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、客員研究員を推薦した者の自署の署名及び印影並びに推薦理由等が記載されていることが認められる。

当該部分は、推薦者及び推薦を受けた客員研究員の個人識別情報であり、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、推薦者の自署の署名及び印影については、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、推薦理由については、推薦者による客員研究員に対する評価内容及び当該客員研究員の研究目的等に係る記載であり、これらを公にすると、当該客員研究員の関係者等の一定範囲の者には、当該推薦者を特定することが可能となり、その結果、当該推薦者による客員研究員の評価や当該客員研究員の研究目的等に係る機微な情報が知られ、当該推薦者及び当該客員研究員の権利利益を害するおそれがあると認められるため、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（3）別表の番号3に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分が記載された文書は、海上自衛隊幹部学校における

当該客員研究員の受入に係る審議資料であり、当該不開示部分には、当該客員研究員及びその推薦者に関して、上記（１）及び（２）と同旨の個人に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、当該客員研究員及びその推薦者の氏名と一体として法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該部分は、上記（１）及び（２）と同様の理由により、同号ただし書きにないしに該当するとは認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法６条２項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約６年３か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書を含む文書

- 文書1 海上自衛隊幹部学校客員研究員申請書（平成28年4月17日）
- 文書2 海上自衛隊幹部学校 客員研究員出願書類 研究業績、職歴（平成28年4月17日）
- 文書3 海上自衛隊幹部学校 客員研究員出願書類 研究計画書（平成28年4月17日）
- 文書4 推薦状（平成28年4月22日）
- 文書5 修了証明書
- 文書6 客員研究員審査委員会（28. 4. 27）
- 文書7 海上自衛隊幹部学校 客員研究員出願書類 研究計画書（平成28年5月15日）
- 文書8 招へい状（幹校企第133号。平成28年5月20日）
- 文書9 客員研究員取極事項に関する同意書（平成28年5月28日）
- 文書10 特定個人客員研究員の受入れ期間延長依頼に係る対応の方向性について（29. 3. 22）
- 文書11 招へい状（幹校企第96号。平成29年3月31日）
- 文書12 客員研究員取極事項に関する同意書（平成29年4月10日）

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	枚目	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目 及び 2 枚目	フリガナ及び氏名	自筆の署名部分等であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
		1 枚目	生年月日の一部、本籍地、現住所、電話／F A X 番号、E メールアドレス、家族の連絡先、学歴の一部及び将来のキャリアプラン（研究、就職等）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
		2 枚目	語学能力の一部、渡航・滞在・研究費用等負担者、同行する家族、希望研究テーマ、研究の概要、当該研究の実施に当たり海上自衛隊幹部学校を選ぶ理由及び海上自衛隊幹部学校に対して可能な貢献（講演、寄稿、調査研究・教育業務の支援等）並びに印影	
	文書 2	1 枚目	卒業論文題目及び論文要旨並びに修士論文題目及び論文要旨	
	文書 3	1 枚目 及び 2 枚目	研究課題名、研究の目的、研究の背景及び研究内容	
	文書 5	1 枚目	証明書発行番号、本	

			人の生年月日の一部、入学年月日及び修了年月日	
	文書 7	1 枚目	研究計画	
	文書 9	2 枚目	署名	
	文書 1 2	2 枚目		
2	文書 4	1 枚目	推薦者に係る情報 本文の一部 本人の生年月日の一部及び現住所	自筆の署名部分であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 6	3 枚目	経緯等の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
			客員研究員希望者の概要の一部	
		5 枚目	所属機関の長からの推薦状の一部	
	文書 1 0	1 枚目	経緯の一部	

※当審査会事務局において整理した。